

入札に関する注意事項等

丸亀市の業者選定にかかる注意事項

- 1.各発注案件に係る指名業者選定等の際に、税金(市税、県税、国税)の滞納が判明した場合は、指名業者選定から除外することとなりますので、ご注意ください。
- 2.市内に営業所を有する事業者(市内、準市内業者)にあつては、営業所開設に関する届出(法人市民税関係)が提出されていない場合は、指名できませんので営業所を開設した際は必ず、税務課市民税担当まで届け出るようにしてください。
また、所在地等に変更が生じた場合は、速やかに税務課市民税担当まで異動届を提出してください。

入札開始日及び入札締切日など入札期日をご確認いただき、入札書不着とならないようにご注意ください。入札又は辞退の入力を必ずお願いします。

工事費内訳書の作成方法

このことについて、下記内容をご確認の上、内訳書の作成・提出をお願いします。

○内訳書の表紙

かがわ電子入札システムに添付して提出するに当たり、ワード等で作成し直していただいても結構です。また、必ずしも代表者印の押印は必要ありません。

なお、右上の日付は実際の提出の日付に直してください。

○内訳書の作成範囲、様式及び記載方法

表紙の最下部に、内訳書として作成する設計書の範囲をページ数で指定しています。
ファイル形式(PDF、ワード、エクセル)は特に問いません。

○工事価格と入札金額の一致

内訳書の工事価格は入札金額と必ず一致させてください。金額が一致しない内訳書、値引きや端数処理等の記載がある内訳書は認められません。内訳書記載の工事価格と入札金額が異なる場合は、無効となります。

○独自様式による内訳書の作成

パソコンソフトを使用して作成・印刷した独自様式の内訳書も設計書の指定範囲と記載項目が一致していれば可とします。

○落札後の契約書類等

落札後の契約関係書類については、落札決定通知に表示されている URL へ移動していただければ、「落札後の契約方法について」というエクセルファイルがありますので参照してください。

問合せ先／丸亀市総務部庶務課 (0877) 24-8944 (直通)

市内下請業者への優先発注

下請施工を必要とするものにあつては、市内業者への優先発注に努め、建設業の許可の適用除外となる軽微な工事を除き、許可を受けた建設業者を選定してください。

また施工に必要な各種の建設資材、建設機械等の購入又はリースについても、できる限り市内業者を利用するよう配慮してください。

飲酒運転撲滅に関する決議について

丸亀市では、市議会において『飲酒運転撲滅に関する決議』を表明し、市民や関係機関・団体と連携しながら飲酒運転撲滅と交通事故のない社会の実現に向けた取り組みを行っています。

飲酒運転撲滅のためには、運転者の交通安全意識の向上はもとより、家庭や職場、さらには地域が一体となって「飲酒運転は絶対にしない・させない」という強い意思を示すことが重要です。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。